

日本きのこ学会役員選任規程

(令和4年10月25日改定 令和4年11月1日施行)

第1条 会長は正会員、団体会員代表者から選出され、その方法は別に定める選挙規程による。

第2条 理事は、会長および正会員から選挙で選出された5名と団体会員代表者から選出された1名、正会員および団体会員代表者の被選挙人より次期会長の指名する4名の計11名とする。但し、次期会長の指名による理事は選挙で選出された理事の承認を得るものとする。

第3条 次期副会長は、次期会長が選挙で選出された次期理事の中から指名し、次期理事の承認を得るものとする。

第4条 次期編集委員長は、次期会長が次期理事の中から指名し、次期理事の承認を得るものとする。

第5条 監事は、社員総会において正会員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。但し、他の役員を兼ねることはできない。

第6条 役員が任期の途中で退任した場合は、理事会で後任を指名する。

第7条 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第8条 本規程の改定は代議員会の決議による